

上小地域医療連携ネットワークシステム利用者規程

(目的)

第1条 この規程は、上小地域医連携ネットワークシステム運営協議会(以下「協議会」という。)が運営する地域医療連携ネットワークシステム(以下「ネットワーク」という。)の利用について必要な事項を定めるものである。

(利用者)

第2条 利用者とは、協議会会長(以下会長という。)に「施設入会申請書」により入会申請を行い、受理された施設の医師、薬剤師、看護師、その他上小地域の医療連携の業務に従事する介護福祉士・社会福祉士等の国家資格を有する者で、本規定に定める ID、パスワード等の登録を完了したネットワーク参加者のことをいう。

(利用者の責務)

- 第3条 利用者が、ネットワークを利用するに際しては、著作権法(昭和45年法律第48号)、個人情報保護法及び関係法規を遵守しなければならない。
- 2 利用者は、協議会会則に定める目的以外にその情報を利用してはならない。
 - 3 利用者は、ネットワークを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療及び説明目的での利用、閲覧以外は複製・公開・提供してはならない。
 - 4 ネットワーク上の情報の取扱いについては、本規程及び利用者マニュアルによるものとする。
 - 5 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、ID、パスワードを当該施設職員等を含め利用者本人以外の者に利用させてはならない。
 - 6 利用者はネットワークに接続する端末には、セキュリティを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
 - 7 ネットワークの利用者が施設異動、変更等がある場合には協議会に届出しなければならない。

(利用者資格等)

- 第4条 ネットワークを利用できる者は、第2条に定める利用者資格をもつもののみとする。
- 2 ネットワーク利用を希望する者は、本規程及び利用者マニュアルに基づき、所定の講習会を受講しなければならない。
 - 3 会長は前項の規定による受講が終了し、適切と認めるときは、すみやかにID、パスワード及び受講修了証を交付しなければならないものとする。
 - 4 前項の規定により受講修了証を交付したときは、ネットワーク内の各システムに当該利用者に係るID番号、パスワード等を登録するものとする。
 - 5 ネットワークを利用するためのID、パスワードの登録・発行は、協議会事務局にて行うものとする。
 - 6 ネットワークの利用者で、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じた場合には、その旨を協議会に届出なければならない。

(ネットワークの利用形態)

第5条 ネットワークの利用者の接続方式は、OD-VPN 又は SSL クライアント認証によるいずれかを、自施設の Internet 環境に合わせて選ぶものとする。

(利用時間)

第6条 ネットワークの利用は、365日常時可能とする。ただし、定期的な保守、機能の変更等の場合は利用者に対して事前に通知をした上で運用を停止し、緊急その他特に必要があると認めるときは保守点検・修理の際は予告なく運用を停止するものとする。また、VPN内に複数設置されるサーバー個別の利用時間に関しては、その管理責任者において定めるものとする。

(年会費)

第7条 ネットワークを利用する施設は、次の年会費を支払わなければならない。

- ① 療情報閲覧施設年5千円
- ② 診療情報開示施設年5万円

(ID番号等の取り消し)

第8条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、ID番号等は取り消しをするものとする。

- 1 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- 2 法令等の各条項に違反したとき。
- 3 ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められない場合。

(利用者規程の変更)

第9条 利用者規程の変更は、役員会において行うものとする。

(事務局)

第10条 この規程に定める事務手続き等は、事務局においてその業務を行うものとする。

(その他必要事項)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、役員会が別に定める。

附則 平成23年11月8日施行 平成25年11月26日改定

平成27年 2月24日改定